

海 部 管 見

は し が き

海部は海人を以て組織せられ、海産物の貢納をその職掌とすると共に、航海技術者としての性格をもち、四世紀後半以後の朝鮮経営の上にも大きな役割を果たしたと考えられる。併しながら、海部については、なお不明な点が少なくないように思われる。中央における海部の管掌者として阿曇氏の外に凡海氏があり、その関係はどうであつたのか、又地方における海部直などの実態についても必ずしも明らかでない。更に阿曇氏等海人族と皇室との間には親縁な関係の存在することが想像せられるが、具体的には不明な点が多い。

私は未だ海部について全面的に取り上げるだけの用意はないが、かねてより関心をもつていた阿曇氏について研究を進めてゆく途上、たまたま考へ得た若干の私見をここに記して、大方の御教示を仰ぎたいと思う。

一

日本書紀應神天皇五年八月条によれば、「令_ニ諸国_ニ定_ニ海人及山守部_ニ

とあり、又古事記は、同天皇段に「此之御世定_ニ賜海部山部山守部伊勢部_ニ」と記していて、いずれも海部の設定を應神朝のこととしているのは周知の通りである。

後 藤 四 郎

應神朝は改めて述べるまでもなく、四世紀後半より始まる我国の大規模な朝鮮半島への進出の時期に当っており、外征軍の編成のためにも航海技術者としての海人を組織的に確保することは時代の必然的な要請であつたと言えよう。⁽¹⁾ 又海部の管掌者として著名な阿曇氏が日本書紀の上で始めて具体的に姿を現わすのは——古事記には阿曇氏の活動に関する記載はない——神功皇后の新羅征討の際であり、⁽²⁾ 更に日本書紀應神天皇三年条に、阿曇連の祖大濱宿禰が諸国の海人の「訕噓」を平げて「海人之宰」とされた⁽³⁾と記されているなど、我國の半島への進出を機として海人を率いる阿曇氏の姿が大きく浮び上ってくる様子が伺われる。これらの諸事情を考え合せると、海部の設定を應神朝のこととする記紀の記載は、おおよそ事実を伝えたものと考えて差支ないと思われる。ただ、海部の文字については、井上光貞氏の指摘せられた通り、⁽³⁾ 海人と記されるのは古い名称で、部の語が入ってから海部とされたのであろう。

それでは日本書紀に諸国に海部を定めたという「諸国」とはどの範囲を含むものと考えるべきであらうか。

海部の分布はかなり広い範囲に亘っている。これについては太田亮氏の詳しい調査があるので、これを参考にして観察してみると、海部の分布した地域は、西は肥前から東は上総に及んでいるが、上総を除けば、主として遠江・信濃を東限としてそれより以西に分布していることが認められる。海部が主として遠江、信濃以西に分布して、それより東へは殆ど及んでいないという事実は、海部の設定の事情について何らかの示唆するところがあると考えるが、それは後に述べるとして、ここでは先ず、右の範囲に分布する海部の成立の時期について考えてみたい。

應神朝に海部が定められた時、既に右に記したような広範囲に亘つて海部が置かれたと考えてよいかどうか。この点を一応検討してみよう。

個々の海部が何時成立したかについては、二三の例を除いては、直接これを伺うに足るような史料は見当らない。併しながら、個別的にはなく、幾つかの地域別に分けて多少の手掛りをもとにして考えた場合、或る程度の見通しは得られるのではないかと思われる。

先ず北九州について考えてみるに、博多湾の沿岸に本拠を有した阿曇氏にとつて、この地域の海人は始めよりその支配下にあつたと考えることができ、又肥前風土記に見える阿曇連百足が景行天皇に陪従して值嘉島の土蜘蛛を捉えて帰服せしめた話⁽⁵⁾は、この方面の海人が阿曇氏の支配下にあることを物語るものであらう。更に豊後に阿曇部の存在したこと

より、阿曇氏の勢力がこの方面に伸びていたことが察せられ、而も阿曇氏の東方への発展が弥生式時代に遡るとされる(後述)点より考えれば、本拠地に近い豊後方面への発展も極めて早い時期からのものと思われる。このように見てくると、北九州一帯の海人が早くより阿曇氏の支配下に入っていたことが察せられ、先に記した如く、海部の設定の目的の一半が航海技術者としての海人の確保にあり、又半島との関係においては先ず第一にこの方面の海人が動員される立場にあつたこと、更に海部の設定については阿曇連の祖と言われる大濱宿禰が、「海人之宰」として重要な役割を担っていたであろうことなどを考え合せると、北九州の海部が大略應神朝の設定にかかるものであらうことは肯定しうるものと考えられる。

次に瀬戸内海方面の海部については、淡路の御原の海人^(應神紀三十二年条)、同じく野島の海人^(位前紀)、吉備の海部^(古事記仁德天皇段)などが早く現われており、又紀氏が早くより瀬戸内海沿岸に勢力を扶植し、外征軍の主力としてこの航路を利用していたことを考えると、この方面の海部も應神朝若しくはそれより余り隔たらず時期に設定せられたものと考えて差支ないように思われる。なお、一つだけかけ離れた土佐の海部については、その設定の時期を考えるべき手掛りを持たない。

次に日本海沿岸の海部について考えてみる場合、信濃における「安曇族」に関する大場磐雄氏の研究は極めて示唆に富むものである。同氏は銅鐸・銅剣と古代氏族との関係を考察して、物部氏の外に「安曇族」も

亦これと密接な関係ありとし、日本海沿岸及び信濃における銅戈・銅劍及びその模倣である石劍の発見地と「安曇族」の居住地との関係を考察し、「安曇族」は日本海沿岸を北上し、後の越後国西頸城郡より姫川を遡行して信濃に入つたと推定され、その時期は弥生式時代に属するものとされた。⁽⁸⁾ 日本海沿岸方面における「安曇族」の發展が、右のように早い時期からのものであるとすれば、この方面の海人は早くより阿曇氏の支配下にあつたものと思われる。又この方面は、半島經營の初期における角鹿を發航地とする航路に當っており、その点から見ても、大和朝廷にとつてこの方面の海人は重要な役割を担つていたものと考えられる。

これらの事情を考えれば、この方面の海人が應神朝に海部として組織された⁽¹⁰⁾と見ることが許されるであらう。なお、日本海沿岸から信濃にかけての「安曇族」の發展が右に記した如きものとすれば、信濃の海部も同じ時期のもの⁽¹¹⁾と見ることができよう。

次に東海地方の海部については、参河に阿曇氏の居住していたことが推定せられる⁽¹²⁾ことから考へて、この方面の海部も阿曇氏に率いられた海人によつて組織せられたものではあるまいか。⁽¹³⁾ 参河の阿曇氏がこの方面に進出した経路及び時期については明らかでないが、近江・美濃に同氏の存在が考えられるので、⁽¹⁴⁾ 早く日本海沿岸を東進した阿曇氏の一部が角鹿方面より近江に入り、美濃を経て参河へ入つたのではあるまいか。そしてその時期については、阿曇氏の信濃への進入の時期が、先に記した大場磐雄氏の説かれる如く極めて早いものとすれば、参河方面への進出

も決して新しいことではなく、殊に別稿⁽¹⁵⁾に記した如く、阿曇氏が中央において履中朝の初年以後勢力を失つて衰退期に入つことを考えると、この方面への進出がそれ以前に行なわれた可能性は大きいと思われる。このように考へて差支ないとすれば、この方面の海部も、應神朝若しくはそれより余り遠からぬ時期の設定と考えられよう。

次に大和周辺の海部として紀伊と摂津の海部がある。紀伊の海部については、紀伊を本拠とする紀氏が四世紀後半より朝鮮經營に關与し、重要な役割を担つていたとすれば、⁽¹⁶⁾ この地域の海人を海部として組織することがかなり早く行なわれたと考えることができよう。

摂津の海部については、新撰姓氏錄^(未定雑姓)に韓海部首の見えていることからその存在が考えられているが、設定の時期については未だ考え及ばない。

以上海部を幾つかの地域に分けてその成立の時期を考へてみたが、二三明らかでないものもあるが、大体において應神朝若しくはそれより余り遠からぬ時期に設定せられたもの⁽¹⁷⁾と考えることが可能であらう。無論個々の海部の中には新しい時期に設けられたものもあるかもしれないが、その設置の大勢としては右のように考えるのである。

それでは海部の分布が遠江・信濃を東限として、それより東へは上総の一例を除くと全く見られないのは、如何なる理由によるのであらうか。

結論を先に言えば、それは、四世紀より五世紀前半にかけて大和朝廷

の内部においてかなりの勢力を占めていたと思われる、海部の管掌者である阿曇氏の勢力の失墜によるものではあるまいか。

大和朝廷の東国、殊に信濃以東への発展をどの時期におくかは簡単には断定できぬにしても、関東地方が凡そ五世紀の中葉にはその支配下に入つたことは一般に認められよう。⁽¹⁷⁾そして大和朝廷の東国への発展に伴い、大和朝廷を構成する諸豪族の勢力もこの方面に伸びてゆくことは当然考えられるところであつて、大伴・物部・阿倍・多などの諸氏族のこの方面への発展は、こうした事情を背景とするものであらう。⁽¹⁸⁾従つてかなり早い時期に遠江・信濃方面にまでその勢力を伸した阿曇氏及び海部の発展がその線で停止して、五世紀以降の大和朝廷の関東方面への発展に伴う動きを殆ど見せていないということは、大和朝廷内部における阿曇氏の立場に変化のあつたことより来るものではないかと考えるものである。別稿に記した如く、大化前代における阿曇氏の活動は、履中朝の初年までと、推古朝以後に集中して現われ、その間の五世紀半ばより七世紀初めに亘る時期は、阿曇氏の歴史にとつて全くの空白期間である。その理由についてはここに繰り返さないが、この時期は阿曇氏の衰退期であつて、恰かも大和朝廷の東国へ発展する時期と重なるものがある点を考え、一つの試案として右の考を提出したいと思う。

二

海部の職掌として先ず第一に挙げるべきものは、一般に言われる如く、

海産物の貢納である。この点に注目して、海部は古い型の貢納型の部の典型として挙げられるのが普通である。海部が海産物の貢納に従つたことは、日本書紀仁德天皇即位前紀に記されている、海人が献上の「鮮魚之苞苴」を持つて菟道宮と難波宮との間を往還したという話、或は欽明天皇七年七月条に見える紀伊国の海人が贄を背負わせた草馬の子の話などに具体的に見られ、更に角鹿の蟹、⁽¹⁹⁾角鹿の塩などの言葉より、角鹿の海部からこれらの海産物の貢納せられていたことを伺うことが出来る。又万葉集卷六に見える、淡路の野島の海人が奉仕する様を歌つた山部赤人の長歌は周ねく人の知るところである。従つて海部の職掌として先ず第一に海産物の貢納が挙げられるのは当然であるが、これと並んで海部の重要な機能として、海部が航海技術者であつたという点を見逃すことができない。海部が航海技術者であつたという点については、例えば應神天皇が吉備国出身の兄媛を、淡路の「御原之海人」八十人を水手として吉備国へ送らしめたという話、⁽²¹⁾吉備海部直難波を送使として高句麗の使を送還せしめた話、⁽²²⁾或は筑前国宗像郡の百姓宗像部津曆に代つて対馬への糧の輸送に當つて海に死んだ湊屋郡志賀村の白水郎荒雄の話⁽²³⁾などが直ちに思い起されるが、これらの例を挙げるまでもなく、四世紀後半より始まる我国の大規模な半島への進出には、それが海を越えての行動であり、又好太王の碑文に見える「連船」の文字からも直ちに連想せられるように、当然海人による強力な水軍の編成がなければならず、後に海部の管掌者となつた阿曇氏が、日本書紀の上で神功皇后の新羅征討の際、

始めて具体的に姿を現わすとされるのも、十分理由のあることである。又大化前代の有力な朝鮮派遣氏族に共通して水軍・造船との関係が見られ、殊に吉備氏の場合には、吉備の海部の存在より、海部集団などによる水軍が、その軍事力の背景にあることが指摘されている。⁽²⁴⁾

このように見てくると、海部の機能としては、海産物の貢納もさることながら、航海技術者であるという面の方が、より一そう大化前代の歴史の進展の上に大きな役割を果たしたのではないかとということが考えられてくる。そして海部の航海技術者としての面に注目すれば、海部は単に貢納型の部であるに止まらず、それは航海技術の提供者として、恰かも馬飼部が、馬の飼養などの技術によつて上番したのと同じく、番上型としての性格を持っていたのではあるまいか。例えば、先に挙げた吉備海部直難波の場合について考えてみるに、敏達天皇二年、難波は高句麗の使者を本国に送還すべき送使を命ぜられたが、発船後数里にして波浪を恐れて高句麗人二名を海に擲げ入れて帰り、虚欺の報告をしたが、「天皇聞之、識其謾語、⁽²⁵⁾駈使於官、不_レ放_二還国_一」と記されている。恐らく難波は大嶋首磐日、狭丘首間⁽²⁶⁾狭やその他海人を率いて吉備国より上番して来ていたものであつて、上番の期間が終れば当然帰国することが予定されていたところ、罰として帰国を停められ、官司において駈使されることになったのであろう。この事件は敏達朝、六世紀の後半の出来事であるが、このように海部が上番するという形は、この頃になつて始まつたものであろうか。否そうではあるまい。先に述べた如く、海部は始

めから海産物の貢納に従うと共に航海技術者としての性格を持っていたとすれば、貢納型であると同時に番上型という二つの機能は、海部の成立当初からのものと考えるべきであらう。それでは上番した海部は一般に如何なる仕事に従事したかと言へば、先に挙げた如く、兄媛を吉備国に送る際に使役されたり、外国の使者の送還を命ぜられたりする外、物資の海上輸送に従つたり、天皇の行幸などに供奉することもあつたであらう。二三の例を挙げるならば、淡路島は遊獵の地としてしばしば天皇の行幸のあつたことが書紀に見えており、この場合上番した海部が水夫として供奉したものと考えられ、又古事記によれば仁徳天皇の御代、免寸河の西にあつた一高樹を切つて船を造り、これを「枯野」と名付け、この船によつて朝夕淡路島の寒泉の水を運んで天皇の供御に供したと伝えているが、この場合にも当然海部が水夫として奉仕したものであらうし、又淡路の屯倉⁽²⁸⁾の存在を考えれば、その屯倉との連絡のためにも当然水夫は必要とされるのであつて、これらの場合には恐らく淡路や阿波の海部が上番して事に当つたものであらう。住吉仲皇子の叛の際、阿曇連濱子が率いていた淡路の野島の海人も、たまたま上番していた者を濱子が兵力として利用したのではあるまいか。

以上のように考えて、海部はその成立の当初から貢納型と番上型の両方の形態を兼ね備えていたものと推定するのである。このように貢納型と番上型の両形態を持つ部の存在については、既に早く上田正昭氏が忌部の場合について具体的に指摘しておられるが、海部も同様な一例と考

えられるのである。

海部の有する航海技術者としての機能が、四世紀後半以後の半島進出の上で大きな役割を果たしたであろうことは先に記したが、幾つか具体例を挙げるならば、雄略天皇の御代に吉備海部直赤尾が吉備上道臣田狹の子弟君と共に新羅を討つことを命ぜられているのも、その率いる海部の機能を前提としていることは当然想像せられるところであり、又推古天皇三十一年における新羅征討計画に阿曇連が密接な関係をもち、更に齊明朝末年より天智朝にかけての百済救援の役に阿曇連比羅夫が大将軍として活動するの⁽³³⁾も、古くより海部を率いて朝廷に奉仕した同氏の閥歴がその背後にあることを思わざるを得ない。

以上海部の機能を観察して、海産物の貢納に従事する面と航海技術者である面との両面のあることから、部の類型としては所謂貢納型と番上型の両面を兼ね備えていることを考えたのであるが、この中、番上型の内容をなす航海技術者としての面が、大化前代の歴史の発展の上に大きな役割を果たしていることが察せられる。

三

海部の中央における管掌者としては、先ず第一に挙げられるのは阿曇氏であるが、この外に凡海氏も海部を管掌したとされている。この両者の関係は新撰姓氏録によれば、

安曇宿禰 海神綿積豊玉彦神子穗高見命之後也（右京神別下）

凡海連

（海神綿積命）
同神男穗高見命之後也（右同）

凡海連 安曇宿禰同祖、綿積命六世孫小栲梨命之後也（撰津国神別）

と記され、同祖の関係にある。ところで、阿曇氏が海部の管掌者となつた経緯については、先にも少しく触れた如く、應神天皇三年に大濱宿禰が諸国の海人の「訕噓」を鎮めて「海人之宰」となつたと記され、又記紀いづれも海部の設定を應神朝にかけていることなどにより、その大体を伺うことができる。恐らく阿曇氏は、早くより北九州を中心とする海人の集団の首長としてこれを率いていたもので、四世紀の後半に始まる我国の半島への大規模な進出を契機として、大和朝廷の内部において大きく力を伸したものと考えられ、先に記した應神天皇紀三年の記載は、海人の騒を鎮めるといふ事件を機会に、「海人之宰」としての地位が公認せられたことを意味するものと思われる。

それでは凡海氏が海部を管掌するようになった事情は如何であろうか。

凡海氏の「凡」の意味については、太田亮氏は、「凡」は「大押」で押し統べる意であり、凡海連とは海部を押し統べた事から名づけられたものと考えておられる⁽³⁴⁾。恐らく凡海氏は、津田左右吉氏の指摘された通り⁽³⁵⁾、阿曇氏より後に起つて海部の管掌者となつたものであろう。併しながら、海部の管掌者として古い伝統のある阿曇氏が存在するにも拘らず、別に新たに凡海氏が海部を管掌するようになった事情については、これを明らかにする手掛りをもち得ないが、臆測すれば、阿曇氏が腹中

朝の初年に住吉仲皇子の叛に加担して処罰せられた事件を契機として、中央において勢力を失うに至つたため、これに代るものとして、海部の関係者の中の有力なものが凡海連として海部を管掌することになつたのではあるまいか。

ところで、凡海氏のその後における活動については、これを伺うべき史料は極めて乏しい。阿曇氏については、推古朝以後再び活発な活動を開始し、大化前後においては中央において有力な地位を占めたのに対し、凡海氏については、その活動を殆ど伺うことができない。思うに阿曇氏の場合にあつても、史上にその姿を示すのは、政治・外交・軍事等の場合を主とするのであつて、それも無論海部を統率するという事実を背後に有するものではあるが、直接海部の管掌者としての経常的職務に関連して表面に現われる場合は極めて少ない。恐らく凡海氏も海部の管掌者としての狭い立場に終始し、他の領域において活動することがなかつたので、歴史の表面に姿を見ることが殆どなかつたのではあるまいか。ただ凡海氏について注目すべき点は、同氏が大海人皇子（天武天皇）の養育に関係のあつたということである。大海（凡海）宿禰菟蒲が天武天皇の殯宮において壬生の事を誅したことは周知の通りであり、「大海人」の名が、凡海（大海）氏より出て皇子の養育に奉仕した乳母の氏の名に因むものであらうといふことは、一般に認められているところである。

それでは海部の管掌者である凡海氏が、どういう理由で皇子の養育に

関係することになつたのであらうか。これは単に大海人皇子の場合だけのことであらうか。恐らくそうではあるまい。後述する如く、阿曇氏或は海部と皇室との間の密接な関係が古くより存在することを考えるならば、凡海氏が皇子の養育に関係するようになるのも、古くからの経緯があると思われるのである。とに角凡海氏は海部の管掌者であると同時に、他方皇子女の養育に奉仕するという一面を持つていたことが注意される。

ところで先に臆測として記したことであるが、凡海氏が海部を管掌するようになった事情が、履中朝における阿曇氏の勢力失墜に伴うものであるとすれば、阿曇氏が再び中央に復活して活発な活動を始めた推古朝以後、海部に対する凡海氏と阿曇氏の関係は如何であらうか。これについても直接手掛りとなるべきものはないが、律令制の成立以後、阿曇氏が高橋氏と並んで内膳司の長官たる内膳奉膳の地位を占めるに至つた事実より推察すれば、海部の管掌者としては、阿曇氏が主流であることが認められていたと思われる。

四

以上海部の成立、分布や機能或は管掌者の問題について一応の考えを記したが、管掌者の問題に関連して、凡海氏が大海人皇子の養育に関係している事実注目して、同氏が皇子女の養育に関係をもつのは一時期のことではなく、古くからの経緯があらうといふ推測を述べたので、こ

の点について更に考えてみたい。

日本書紀神代卷の海宮遊行章の第三の一書に、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊の誕生に際して、

彦火火出見尊取婦人^一為乳母湯母及飯嚼湯坐、凡諸部備行以奉養焉、
于^レ時權用^二他婦^一以^レ乳養^二皇子^一焉、此世取^二乳母^一養^二児^一之縁也、

と記し、嬰兒の養育に乳母を用いることの由来を記しているが、この海宮遊行神話が海人族の間に伝承されたものであることについては既に指摘せられており、又これが記紀の神話体系の中に組みこまれるについては、阿曇氏が関係しているとされる⁽³⁸⁾。とすれば、ここに乳母の由来を記しているのは、阿曇氏や海部の関係より、幾度か皇子女養育に奉仕するため乳母が差出されているという事実が背景にあるのではあるまいか。それは大海人皇子の場合だけでなく、例えば、應神天皇の皇女淡路御原皇女については、皇子女の名に乳母の名を用いる慣習の存したことから、淡路の御原出身の乳母の存在が考えられ、又淡路に誕生せられたと伝えられる反正天皇⁽⁴⁰⁾についても、淡路の婦人が湯坐として仕えて、いずれもこの島の海人の婦人であつたのではないかと推測せられている⁽⁴¹⁾。又敏達朝の海部王⁽⁴²⁾の名も海部との間の同様な関係の存在を考えさせるものがある。これらの事例は、凡海氏と大海人皇子との間に見られる様な関係が、決して偶然に起つたものではなく、その背後に海部と皇室との間に古くから密接な関係のあつたことを示すものと言えよう。

なお、皇室と海部との間の関係を示すものとして、神事に際して天皇

皇后に供奉する「戸座」を取り上げて考えてみよう。

戸座は、延喜神祇式（臨時祭）に、

凡戸座取^二七歳已上童男卜食者^一充^レ之、若及^二婚時^一申^二弁官^一充替、

とあり、七歳以上の童男を卜定して貢進せしめることになっているが、この戸座を貢進すべき氏は、古くからのしきたりで一定していたらしい。類聚三代格卷一に載せる天平三年六月廿四日の格には、

勅

戸座

阿波国

阿曇部 壬生 中臣部
右男帝御宇之時供奉

備前国

壬生 海部 壬生首 壬生部
右女帝御宇之時供奉

備中国

海部首 生部首 笠朝臣
右皇后宮供奉

以前戸座等給時服新

（下略）

と見え、天皇に供奉すべき戸座は阿波、女帝の時は備前、皇后に供奉すべき戸座は備中より貢進せられるきまりで、それぞれに氏が指定せられている。類聚符宣抄に載せる長和五年七月十日附の阿波国司に対する太政官符⁽⁴³⁾によれば、戸座を卜貢せしめるため、神祇官より卜部が阿波国へ派遣せられていることが知られるが、波遣された卜部は、現地において右に挙げられた氏の中より戸座を卜定して貢進せしめたものであらう。そして戸座は、代替り毎に新たに貢進せられ、更に先に挙げた延喜式の条文にある如く、成長して「婚時」に達すると交替せしめたのであ

(44) 神祇官年中行事の大嘗会の項に、

阿波国 荒妙神服使一人 由加物使一人 戸座童使一人 神部二人

と記されているが、ここに見える「戸座童使」というのは、戸座卜貢のために遣される使であらう。先に挙げた長和五年七月の阿波国司に対する太政官符に見える卜部はこれに当るものと思われる。この年、後一条天皇は正月二十九日に踐祚、二月七日即位礼を挙げられ、十一月十五日に大嘗祭を行なわれているので、代始の大祀である大嘗祭の際、天皇に供奉すべき戸座を卜定するため遣されたものであらう。(45)

さて、右に挙げた天平三年の格に、この戸座を貢進すべきものとして指定されたものを見ると、それぞれに阿曇或は海部関係のものが見出される。戸座が阿曇、海部の関係より貢進されるということは、どういう理由に基くものであらうか。そこで他の場合を見ると、中臣部一、笠朝臣一を除けば、残りはすべて壬生部関係である。壬生部は言うまでもなく皇子女のために置かれた部であり、それだけに皇室との間に密接な関係があつたと思われる。この観点で阿曇部・海部を考えれば、皇室との間の同様な関係が直ちに思い合されるのであつて、戸座を貢進すべきものとして、阿曇部・海部、壬生部の関係のものが多く指定されているのは、こうした皇室との在来の密接な関係に基くものではないかと想像せられる。

戸座の貢進が何時頃から始まるかについては、十分な手掛りをもち得ないが、事が神事に関することだけに決して新しく起つたことではある

まい。「男帝御宇之時」と「女帝御宇之時」とで戸座貢進の国を別けているのは、推古朝以後屢々女帝の登極を見たことから来ているのであらうが、いずれにしても戸座の貢進そのものは、大化前代以来の古いしきたりによるものであらう。

最後に先に少し触れた海宮遊行神話の問題に関して若干の考を記しておく。

記紀に見える海宮遊行神話はその源流を南洋方面に有すると言われており、又それが海人族に伝承せられたものであることは先に記したところであるが、次田真幸氏は更にこの神話を分析して、そこに幾つかの阿曇氏より出たと思われる箇所を指摘して、この神話が阿曇氏の所伝を通じて記紀の神話体系の中に織り込まれたものとされている。(47) 守屋俊彦氏も亦この神話は元々阿曇氏の伝承していたものが、種々の加工を施されて記紀に見られる如き神話となつたものと考えておられる。(48)

彦火火出見尊と海神の女豊玉姫との間に生れた彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊が、豊玉姫の妹玉依姫を妃として生れたのが彦五瀬命、稻飯命、三毛入野命及び神日本磐余彦尊(神武天皇)であつて、この系譜を見ると、この海宮遊行神話は、所謂神代史より人代史へ移行する接点とも言うべき重要な一環をなしており、神代の物語におけるこの部分が、津田左右吉氏の説かれる如く、(49) たとえ後から神代の物語の中に組み入れられたものであつたにしても、海人族の伝承したこの説話が、阿曇氏を通じて神代の物語のこうした重要な部分に組み入れられているということ

は、阿曇氏はじめ海人族と皇室との間に密接な親縁関係の存したことを物語るものである。なお、伊弉諾尊が黄泉国より帰つて筑紫の日向の小戸の橘の檍原において禊祓をされた神話について、松村武雄氏は、それが海人族の宗教・呪的儀礼と密接な関係を有することを指摘されている。⁽⁵⁰⁾

このように阿曇氏はじめ海人族と密接な関係のある要素が記紀の神話の重要な部分に取り入れられているのは、何に基くものであろうか。

伊弉諾尊が黄泉国より帰つて禊祓の際、阿曇氏の奉斎する海神が出現したことに關し、松村武雄氏は、

「中央朝廷は、おのれの勢威を広きに拡大することを欲して、さまざま機会・方法を捉へて、諸地方の強族を綏撫しては、おのれの傘下に包摂しようと努めた。そして神話を通してのさうした行き方は、その最も効果的なものであつた。なぜなら、強勢族の側からいつても、おのれ等の信奉する神々が天皇氏的な神々と神話を通して血縁を結ぶことは、やがておのれ等自身の光榮でもあり、おのれ等の輝かしい存在の動かぬ券證の獲得でもあつたからである。」

「強族の尤なるものの一として、広く我が国の諸地域に分布し、その信奉する海神を祀つた神社が異常な勢威を有した海神族としての阿曇族が、その崇祀靈格の生り出で物語を通して、おのれの出自を天皇氏神話圏内に宣示するに至つたのは、決して格別な変異現象ではない。」と述べておられる。⁽⁵¹⁾ また、守屋俊彦氏は、阿曇氏の伝えた海宮遊行神

話が、記紀神話の中に加工されて取り入れられたことに關し、

「この神話が阿曇氏にとつてこうした大切な社会的意味をもつたものであつてみれば、それが簡単に加工が施されるとは考えられない。阿曇氏にとつて重大な変化があつた時を考えてみるべきであらう。この氏族が朝廷に服従した時である。古代社会においては、神話をその社会から引き離したり、加工したりすることは、その氏族を服従せしめる最も有力な手段である。」

と述べられ、⁽⁵²⁾ 両氏共に大和朝廷と阿曇氏との間の支配と服従という関係の設定の中にその理由を求めておられる。ただ、守屋氏も言われる如く、阿曇氏の服従という事実は、神話の中にはどこにも見当らない。又歴史上にもその痕跡を求めることができない。阿曇連濱子が住吉仲皇子の叛に加わつて処罰された一件の如きは、阿曇氏が既に大和朝廷内部に勢力を伸した後の偶発的な事件にすぎない。四世紀後半における我国の半島への進出の際、阿曇氏がこれに加わつてゐる形跡のあることより考へれば、阿曇氏と大和朝廷との関係は、更に早い時期に結ばれたものと考えらるべきであらう。そして阿曇氏と大和朝廷との関係の成立については、大和朝廷の発祥地を九州に求めるか、畿内に求めるかによつて、見解に大きな差異を生じてくるわけであり、今この問題を論ずる十分な用意はないが、私は、植村清二氏が、三柱の綿津見神・簡之男命及び宗像の三女神に關連して、

「いずれにしても、こうした北九州の神々、殊に倭人諸国の中の要地

にあつた神々が、神統譜の中に、著しく皇室に接近して記載されていることは、頗る興味あることであつて、これを大和国家が北九州を支配するようになった後に結びつけられたと考えることも可能であるが、しかしまた、より古い親縁の關係がこゝに反映していると考えることも可能なのである。」(傍点(53)筆者)

と述べられた、傍点を附した部分に大きな魅力を感じる。

むすび

以上海部に関する若干の私見を記したが、いずれも推測に亘るところ少なからず、隔靴搔痒の感なきを得ない。また、地方における海部の管掌者である海部直の問題その他残された課題も多い。これらについては別に機会を改めて考えてみたいと思う。

註

- (1) 前川明久氏「大和朝廷の朝鮮経営とその軍事的基礎」続日本紀研究第一二三号
 - (2) 田中卓氏「神代史に現れたる海神の研究」神道史研究第五卷六号
 - (3) 井上光貞氏「部民の研究」(日本古代史の諸問題所収)
 - (4) 太田亮氏「姓氏家系大辞典」海部の項
- 太田氏の調査は主として(1)人名(2)郡郷名(3)海神を祭る神社によつて、この中、神社の存在よりする間接的推定による(3)を除き(1)と(2)の場合を取り上げると次の通りである。
- 筑前・肥前・豊前・豊後・長門・安芸・吉備(備前・備中)・播磨・淡路・阿波・讃岐・土佐・隠岐・出雲・因幡・但馬・丹後・摂津・紀伊・伊勢・尾張・参河・遠江・若狭・越前・信濃・上総

なお、郡名などの海部は必ずしも部としての海部と關係のあることを示すものではないという意見(津田左右吉全集第三卷(日本古代史の研究四一頁)があるが、右に挙げた諸国で海部などの郡郷名を有する国(附す)十七箇国の中、豊後・阿波・隠岐・因幡・丹後・紀伊・尾張・越前の八箇国には海部直若しくは海直が見出されるので海部の存在したことは認められよう。更にこの外にも筑前は阿曇氏の本拠でもあり、当然海部は存在したと考えられ、淡路に海部の存在したことは著明な事実である。従つて十七箇国の中十箇国まで海部の存在を認め得るので、和名抄に見える海部・海などの郡郷名は、一応、部としての海部を示すものと考えた。但し、信濃の海部の如き、多少疑問の存するものがあることは註(11)に記した通りである。

- (5) 肥前風土記松浦郡值嘉郷条
- (6) 大日本古文書卷一豊後国戸籍に阿曇部馬身売、阿曇部阿理売、阿曇部法提売の名が見えている。
- (7) 岸俊男氏「紀氏に関する一試考」(日本古代政治史研究所収)
- (8) 大場磐雄氏「信濃国安曇族の考古学的一考察」信濃第一巻一号
- (9) 前川氏前掲論文
- (10) 丹後国与謝郡籠神社の海部系図によれば、始祖彦火明命三世の孫倭宿禰命の孫健振熊宿禰は應神朝に海部直の姓を賜つたという。
- (11) 信濃の海部については、それが部としての海部であつたか否かについて多少疑問の余地がある。海に全く縁のない信濃で、海産物の貢納とか、航海に従事するとかの海部の機能が果し得たかどうか疑問を存するからである。この点はなお後考に俟ちたい。
- (12) 和名抄に渥美郡渥美郷の名が見え、これについて吉田東伍氏「大日本地名辞書」に、「本郡の中央にして上古安曇氏の海部の来住して、地方を開きたる故邑とおもはる。」とある。渥美湾には篠島海部、折島(佐々)海部があつた。(平城宮第十三次発掘調査出土木簡概報)
- (13) この点について参考すべきは、伊勢湾口を隔てて渥美半島と相對する志摩の存在である。志摩には人名・郡郷名によつて海部の存在を確かめるこ

とはできないが、古事記神代巻に見える「嶋之速贄」の語は、志摩国より贄の貢進されていることを示しており、又延喜内膳式には志摩より貢進すべき旬料・節料・年料などが規定せられ、更に同主計式によると、志摩国の調庸、中男作物は他国と異なりすべて海産物であつて、志摩国全体が海部であつた如き観を呈する。(志摩国については吉村茂樹氏「国司制度の成立に関する研究」第二編「国司制度に於ける志摩の特殊性」参照)この志摩の海人について西田長男氏は、筑前志賀島の海人が移住したものと考へておられる。(「安曇磯良統稿」国学院雑誌第六一巻八、九号)

- (14) 和名抄に近江国伊香郡安曇郷、美濃国厚見郡厚見郷が見え、いずれも阿曇氏に關係あるものと考えられる。(太田氏「姓氏家系大辞典」安曇の項)
- (15) 拙稿「大化前後における阿曇氏の活動」日本歴史第二二六号
- (16) 紀氏の朝鮮経営における活動については、岸氏前掲論文に詳しい考察があり、前川氏もこの問題に論及されている。(前掲論文)
- (17) 井上光貞氏「日本国家の起源」一二八—一三一頁
- (18) 太田亮氏「日本古代史新研究」第三編氏族分布の研究参照
- (19) 古事記應神天皇段
- (20) 日本書紀武烈天皇即位前紀
- (21) 日本書紀應神天皇二十二年三月丁酉条
- (22) 日本書紀敏達天皇二年五月戊辰条・同七月乙丑条
- (23) 万葉集卷十六
- (24) 上田正昭氏「大化前代における朝鮮派遣氏族の研究」朝鮮学報第二十四輯
- (25) 日本書紀敏達天皇二年七月乙丑条・同八月丁未条
- (26) 註(25)参照
- (27) 日本書紀應神天皇十三年九月条
- 同 二十二年九月丙戌条
- 同 履中天皇五年九月壬寅条
- 同 允恭天皇十四年九月甲子条
- (28) 古事記仁德天皇段
- 日本書紀仲哀天皇二年二月条
- (29) 古事記仲哀天皇段

- (30) 上田正昭氏「部民制の構造」日本史研究五十三
- (31) 日本書紀雄略天皇七年是歳条
- (32) 日本書紀推古天皇三十一年十一月条
- (33) 日本書紀天智天皇称制前紀八月条・元年五月条
- (34) 太田亮氏「日本上代における社会組織の研究」一〇〇—一〇三頁
- (35) 津田左右吉全集第三卷日本上代史の研究一八一—一九頁
- (36) 日本書紀朱鳥元年九月甲子条
- (37) 古事記伝二十
- (38) 松村武雄氏「日本神話の研究」第三卷六八—六九八頁
- (39) 次田真幸氏「阿曇連と海神宮遊行神話」国語と国文学第四十三卷四号
- (40) 日本書紀反正天皇即位前紀、新撰姓氏録(左京神別)丹比宿禰条
- (41) 岡田精司氏「国生み神話について」(下)歴史評論七六
- (42) 日本書紀敏達天皇四年是歳条
- (43) 類聚符宣抄第一
- (44) 戸座が新帝の即位に際して新たに貢進せられることは後に引用する神祇官年中行事の記載により察することが出来る。又戸座が成長して婚時に達すると交替せしめることは、類聚符宣抄第一に載せる長和二年十二月七日及び天曆三年九月十一日の備中国司に対する太政官符によつて具体的に知り得る。
- (45) 延喜神祇式(踐祚大嘗祭)に、凡行幸陪從御巫戸座給三乗馬」とあり、戸座が供奉していることが知られる。
- (46) 松村氏前掲書第三卷六六—六八八頁
- (47) 次田氏前掲論文
- (48) 守屋俊彦氏「海宮訪問神話の拡充」岡山大学法文学部学術紀要第二十五号
- (49) 津田左右吉全集第一卷日本古典の研究五四—五五九頁
- (50) 松村氏前掲書第二卷五一—五一七頁
- (51) 松村氏前掲書第二卷五一—五一七頁
- (52) 守屋氏前掲論文
- (53) 植村清二氏「神武天皇」一六五頁